

新旧対照表

○埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
埼玉県生活環境保全条例施行規則	埼玉県生活環境保全条例施行規則
第一条（第五十一条）（略）	第一条（第五十一条）（略）
第五十二条（略）	第五十二条（略）
一（略）	一（略）
二 令別表第一第四十八号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン	二 令別表第一第三十一号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
三 令別表第一第六十二号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム	三 令別表第一第四十四号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
四 令別表第一第九十九号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム	四 令別表第一第七十五号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
五 令別表第一第百五号に掲げる第一種指定化学物質 銀	五 令別表第一第八十二号に掲げる第一種指定化学物質 銀
六 令別表第一第百十一号に掲げる第一種指定化学物質 クロム	六 令別表第一第八十七号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
七 令別表第一第百十二号に掲げる第一種指定化学物質 クロム	七 令別表第一第八十八号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
八 令別表第一第百五十六号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト	八 令別表第一第百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
九 令別表第一第百六十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン	九 令別表第一第百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
十 令別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 水銀	十 令別表第一第二百三十七号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
十一 令別表第一第二百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 スズ	十一 令別表第一第二百三十九号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
十二 令別表第一第二百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム	（新設）
十三 令別表第一第二百七十七号に掲げる第一種指定化学物質 セレン	十二 令別表第一第二百四十二号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
十四 令別表第一第二百七十九号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム	（新設）
十五 令別表第一第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質 テルル	（新設）
十六 令別表第一第三百十四号に掲げる第一種指定化学物質 銅	十三 令別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 銅
十七 令別表第一第三百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 鉛	十四 令別表第一第三百五号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
十八 令別表第一第三百五十五号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル	十五 令別表第一第三百九号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
十九 令別表第一第三百六十三号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム	十六 令別表第一第三百二十一号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
二十 令別表第一第三百七十八号に掲げる第一種指定化学物質 砒素	十七 令別表第一第三百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
二十一 令別表第一第四百十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素	十八 令別表第一第三百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素

改正案

- 二十二 令別表第一第四百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- 二十三 令別表第一第四百五十八号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- 二十四 令別表第一第四百六十五号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- 二十五 令別表第一第五百五号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン
- 二十六 別表第二十第一号に掲げる化学物質 アンモニア
(削除)
(削除)
- 二十七 別表第二十第十三号に掲げる化学物質 硫酸(百パーセントの濃度に換算したもの)

2 (略)

第五十三条～第四百条 (略)

別表第一～別表第十九 (略)

別表第二十(第五十一条～第五十三条関係)

(削除)

一 アンモニア(アンモニア水を含む。)

(削除)

(削除)

(削除)

二 塩素

(削除)

三 クロルスルホン酸

(削除)

(削除)

(削除)

四 五塩化りん

五 三塩化りん

(削除)

(削除)

現行

- 十九 令別表第一第三百九十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- 二十 令別表第一第四百五号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- 二十一 令別表第一第四百十二号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- 二十二 令別表第一第四百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン
- 二十三 別表第二十第二号に掲げる化学物質 アンモニア
- 二十四 別表第二十第五号に掲げる化学物質 塩化水素
- 二十五 別表第二十第二十一号に掲げる化学物質 硝酸(百パーセントの濃度に換算したもの)
- 二十六 別表第二十第四十一号に掲げる化学物質 硫酸(百パーセントの濃度に換算したもの)

2 (略)

第五十三条～第四百条 (略)

別表第一～別表第十九 (略)

別表第二十(第五十一条～第五十三条関係)

一 アルミニウム(粉状のものに限る。)

二 アンモニア(アンモニア水を含む。)

三 イソオクタン

四 イソホロン

五 塩化水素(塩酸を含む。)

六 塩素

七 キヤブタン

八 クロルスルホン酸

九 クロロブレン

十 コールタール

十一 コールタールピッチ

十二 五塩化りん

十三 三塩化りん

十四 ジエタノールアミン

十五 ジエチルサルファート

改正案	現行
(削除)	十六 シクロヘキサノン
十六 ジメチルアミノエタノール	十七 ジメチルアミノエタノール
十七 N・N-ジメチルエチルアミン	十八 N・N-ジメチルエチルアミン
十八 1・1-ジメチルグアニジン	十九 1・1-ジメチルグアニジン
(削除)	二十 臭素化ビフェニル (臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。)
(削除)	二十一 硝酸
(削除)	二十二 タルク (アスベスト様繊維を含むものに限る。)
(削除)	二十三 炭化けい素 (繊維状のものに限る。)
(削除)	二十四 テトラヒドロフラン
九 テトラメチルエチレンジアミン	二十五 テトラメチルエチレンジアミン
(削除)	二十六 トリメチルアミン
十 二酸化硫黄 (燃焼生成物を除く。)	二十七 二酸化硫黄 (燃焼生成物を除く。)
(削除)	二十八 パラニトロトルエン
(削除)	二十九 フタル酸ジメチル
(削除)	三十 オルト-フタロジニトリル
(削除)	三十一 ふつ化けい素
(削除)	三十二 ふつ素
(削除)	三十三 ニブトキシエタノール
(削除)	三十四 マグネシウム
十一 メタノール	三十五 メタノール
(削除)	三十六 メチルイソブチルケトン
(削除)	三十七 メチルエチルケトン (別名MEK)
(削除)	三十八 メチル-ターシヤリ-ブチルエーテル
(削除)	三十九 ヨウ化メチル
十二 硫化水素	四十 硫化水素
十三 硫酸 (三酸化硫黄を含む。)	四十一 硫酸 (三酸化硫黄を含む。)
(削除)	四十二 硫酸ジメチル
十四 りん化水素 (別名ホスフィン)	四十三 りん化水素 (別名ホスフィン)
(削除)	四十四 ロックウール
別表第二十一～別表第二十四 (略)	別表第二十一～別表第二十四 (略)